

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年3月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000214号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000068号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び平成17年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月及び同年5月の標準報酬月額については、12万6,000円を13万4,000円、平成17年6月の標準報酬月額については、11万8,000円を14万2,000円とする。

平成16年4月、同年5月及び平成17年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成16年4月、同年5月及び平成17年6月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成16年4月1日から平成17年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月及び同年5月の標準報酬月額については、13万4,000円を14万2,000円、同年6月から同年8月までの標準報酬月額については、12万6,000円を14万2,000円、同年9月から平成17年5月までの標準報酬月額については、11万8,000円を14万2,000円、同年7月、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については、15万円を16万円とする。

平成16年4月から平成17年5月まで、同年7月、同年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の訂正後の標準報酬月額並びに平成16年6月から平成17年5月まで、同年7月、同年8月及び同年9月の訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成16年4月1日から平成17年10月31日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額は実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額となっていない。同社の給与支払明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び平成17年6月1日から同年7月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された同社に係る給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び平成17年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支払明細書により確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年4月及び同年5月は13万4,000円、平成17年6月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び平成17年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に関する届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び平成17年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成16年4月1日から平成17年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月31日までの期間について、A社から提出された請求者

に係る貸金台帳及び請求者から提出された同社の給与支払明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の平成16年4月1日から平成17年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月31日までの期間に係る標準報酬月額については、上記貸金台帳及び給与支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成16年4月から平成17年5月までは14万2,000円、同年7月、同年8月及び同年9月は16万円とすることが妥当である。

平成16年4月から平成17年5月まで、同年7月、同年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の訂正後の標準報酬月額、平成16年6月から平成17年5月まで、同年7月、同年8月及び同年9月の訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000215号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000069号

第1 結論

- 1 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年8月15日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年12月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月20日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び⑨の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②、③及び⑨の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月10日、標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間⑧について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤、⑦及び⑧の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間⑤、⑦及び⑧の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年9月10日、標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年8月7日、標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑥について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年 9 月
② 平成26年 8 月
③ 平成26年12月
④ 平成27年 8 月
⑤ 平成27年12月
⑥ 平成28年 8 月
⑦ 平成28年12月
⑧ 平成29年 8 月
⑨ 平成29年12月

請求期間①から⑨までについて、A社から平成23年12月以降毎年夏と冬の年2回の賞与が現金で支給されていたが、私の厚生年金保険の記録では、請求期間②、③、⑤及び⑦から⑨までについてはその全部又は一部が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっており、請求期間①、④及び⑥については賞与に係る年金記録が無い。

私は、請求期間のうち②、⑤及び⑦から⑨までの賞与明細書しか所持していないが、請求期間①から⑨までに賞与が支給され、当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、調査の結果、保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②、③及び⑨について、請求期間②、③及び⑨に係る事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）並びに請求期間②及び⑨に係る請求者から提出された賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間②、③及び⑨において事業主から賞与を支給さ

れ、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び⑨に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間②は11万8,000円、請求期間③は9万8,000円、請求期間⑨は9万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間②、③及び⑨に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求期間②は平成26年8月15日、請求期間③は同年12月10日、請求期間⑨は平成29年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②、③及び⑨に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（請求期間③は平成29年2月3日年金事務所受付、請求期間②及び⑨は令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②、③及び⑨に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②、③及び⑨に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑤、⑦及び⑧について、賃金台帳及び賞与明細書により、請求者は請求期間⑤、⑦及び⑧において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間⑤、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間⑤は9万8,000円、請求期間⑦は15万円、請求期間⑧は9万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間⑤、⑦及び⑧に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間⑤は平成27年12月10日、請求期間⑦は平成28年12月10日、請求期間⑧は平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤、⑦及び⑧に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年

金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑤、⑦及び⑧に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑤、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①及び④について、賃金台帳により平成25年8月分及び平成27年7月分の給与において、特別手当としてそれぞれ5万円が支給されていることが確認でき、当該手当は、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、請求者は、A社から標準賞与額5万円に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

一方、賃金台帳によると、平成25年8月分及び平成27年7月分の給与から控除されている保険料は当時の請求者に係る標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できることから、請求者は請求期間①及び④に係る保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが認められる。

したがって、請求期間①及び④に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる特別手当の金額から、請求期間①及び④は5万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、請求期間①は事業主の陳述及び請求者から提出された流動性預金異動明細表により確認できる給与の入金日から平成25年9月10日、請求期間④は当該流動性預金異動明細表により確認できる前述の特別手当を含む給与の入金日から平成27年8月7日とすることが妥当である。

請求期間①及び④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑥について、事業主は、請求期間⑥に係る賞与について売り上げ減少のため全ての従業員に対して賞与は支給していない旨回答している上、賃金台帳において平成28年8月の賞与について「不支給」と記載されている。

また、賃金台帳により確認できる平成28年1月支給分から同年12月支給分までの給与及び同年12月分賞与に係る支給額の合計額並びに健康保険、厚生年金保険及び雇用保険料の控除額の総額は、B市から提出された平成29年分給与支払報告書（平成28年給与支払額）により確認できる支払金額及び社会保険料等の金額にそれぞれ一致することから、請求期間⑥においてA社から賞与が支払われ、当該賞与から保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、A社における賞与の支払方法について、請求者は、現金手渡しであった旨陳述しており、振込ではないことから、金融機関の通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000226号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000070号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年6月15日の標準賞与額を10万5,000円、同年12月14日の標準賞与額を12万2,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月15日
② 平成24年12月14日

私は、A事業所から請求期間①及び②の賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る平成24年分賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 10 万 5,000 円、請求期間②は 12 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000212号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に在籍していた当時、B業務としてC社内で業務を行っていた。私の雇用保険の加入記録によると、A社の離職年月日は平成元年9月30日であることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年10月1日となるべきであるが、同年9月30日とされているので、同年10月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社の離職年月日は平成元年9月30日であることが確認できる。

しかしながら、A社の履歴事項全部証明書によると、同社は平成27年1月20日に解散している上、元事業主は、請求者の資料は保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、給与支給額及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者であり所在が確認できる45人（請求者が名前を挙げた1人、請求者と同様に平成元年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した4人、請求期間に厚生年金保険被保険者であり、被保険者資格の喪失日が月の末日（平成元年9月30日を除く）となっている19人及び被保険者資格の喪失日が1日となっている6人の計30人並びに当該30人への照会により請求者を知っていると思われる者として氏名又は姓のみが挙げられた10人及び当該10人への照会により請求者を知っていると思われる者として姓

のみが挙げた5人)に照会したところ、17人から回答があり、そのうち4人が請求者を覚えている旨回答しているが、当該4人から請求者の請求期間における勤務実態が確認できるような回答は得られなかった。

さらに、元事業主及び前述の照会に対して回答があった17人のうち5人は、請求期間当時に給与事務又は社会保険事務を担当していた者は既に亡くなっている旨陳述しており、オンライン記録においても当該給与事務又は社会保険事務を担当していた者が亡くなっていることが確認できることから、当該担当者に対して請求者の請求期間における勤務実態、給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、請求者が「女性の社長」からA社を閉じる旨の説明を受けたため退職した旨陳述していることについて、同社に係る履歴事項全部証明書及び閉鎖した役員欄の用紙の謄本によると、成立から解散までの代表取締役は前述の元事業主(男性)であることが確認できる。また、元事業主及び前述の請求者を覚えている旨回答している4人のうち1人から当該「女性の社長」に該当すると思われる者として姓のみが挙げた者に照会したが、請求者の請求期間当時ににおける勤務状況等について、回答は得られなかった。

また、請求者は、請求期間における給与明細書、預金通帳等の資料を所持していない上、請求者が預金口座を開設していた金融機関は、請求期間における預金口座の取引内容が確認できる資料は廃棄している旨回答しており、請求者が請求期間当時居住していたD県E市も、保存期間経過のため請求期間における給与支払報告書等の資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000216号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000072号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年8月
③ 平成17年12月
④ 平成18年8月
⑤ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。

夏の賞与は基本給の1.5か月分、冬の賞与は2.5か月分を支給されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑤までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑤までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者、A事業所及び複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、金融機関の通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑤までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成16年から平成18年までの基本給を確認できる給与明細書を所持していない上、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000218号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000073号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月13日

② 平成25年12月30日

私は、A社から請求期間①及び②に賞与が支払われていたが、国の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年分の賃金台帳及び平成25年分の給与所得の源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①及び②においてそれぞれ12万円の賞与が支給されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、上記賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者に対して請求期間①及び②に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者の給与受取口座があるB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表によると、A社から平成25年8月5日に33万5,257円、同年12月5日及び同月30日に33万3,806円の振込額が確認できる。しかしながら、当該預金取引明細表によると、平成25年8月5日の振込額は同年7月5日及び同年9月5日の

振込額と同額であることが確認できる。また、同年12月5日及び同月30日の振込額についても、同年11月5日及び平成26年2月5日の振込額と同額であり、同年1月に同社からの振込額が確認できないことから、平成25年8月5日、同年12月5日及び同月30日の当該振込額は、給与に係る振込額であり、賞与に係る振込額ではないと認められる。さらに、請求者に係る預金取引明細表の平成25年8月及び同年12月において、上記の平成25年8月5日、同年12月5日及び同月30日以外に、同社からの振込は確認できない上、同社は、請求期間①及び②に係る賞与について、現金手渡しで支給した旨回答している。したがって、請求者に係る預金取引明細表において、請求期間①及び②に係る賞与と認められる振込額は確認できないことから、請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000219号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000074号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月13日
② 平成25年12月30日

私は、A社から請求期間①及び②に賞与が支払われていたが、国の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年分の賃金台帳及び平成25年分の給与所得の源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①及び②においてそれぞれ10万円の賞与が支給されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、上記賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者に対して請求期間①及び②に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者の給与受取口座があるB銀行から提出された請求者に係る取引明細表(預金)(以下「預金取引明細表」という。)によると、A社から平成25年8月23日に26万7,019円、同年12月24日に26万2,774円の振込額が確認できる。しかしながら、預金取引明細表によると、平成25年8月23日の振込額は同年7月

24日及び同年9月24日の振込額と同額であることが確認できる。また、同年12月24日の振込額についても、同年11月22日及び平成26年1月24日の振込額と同額であることが確認できることから、平成25年8月23日及び同年12月24日の当該振込額は、給与に係る振込額であり、賞与に係る振込額ではないと認められる。さらに、請求者に係る預金取引明細表の平成25年8月及び同年12月において、上記の平成25年8月23日及び同年12月24日以外に、同社からの振込は確認できない上、同社は、請求期間①及び②に係る賞与について、現金手渡しで支給した旨回答している。したがって、請求者に係る預金取引明細表において、請求期間①及び②に係る賞与と認められる振込額は確認できないことから、請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000220号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000075号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月13日
② 平成25年12月30日

私は、A社から請求期間①及び②に賞与が支払われていたが、国の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年分の賃金台帳及び平成25年分の給与所得の源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①及び②においてそれぞれ8万円の賞与が支給されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、上記賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者に対して請求期間①及び②に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者の給与受取口座があるB銀行から提出された請求者に係る取引明細表(預金)(以下「預金取引明細表」という。)によると、A社から平成25年8月26日に22万7,474円、同年12月24日に22万4,045円の振込額が確認できる。しかしながら、預金取引明細表によると、平成25年8月26日の振込額は同年7月

24日及び同年9月24日の振込額と同額であることが確認できる。また、同年12月24日の振込額についても、同年11月22日及び平成26年1月24日の振込額と同額であることが確認できることから、平成25年8月26日及び同年12月24日の当該振込額は、給与に係る振込額であり、賞与に係る振込額ではないと認められる。さらに、請求者に係る預金取引明細表の平成25年8月及び同年12月において、上記の平成25年8月26日及び同年12月24日以外に、同社からの振込は確認できない上、同社は、請求期間①及び②に係る賞与について、現金手渡しで支給した旨回答している。したがって、請求者に係る預金取引明細表において、請求期間①及び②に係る賞与と認められる振込額は確認できないことから、請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。